

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府省庁名 国土交通省
対象税目	<span style="border: 1px solid black;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人が、所有期間が5年を超える居住用財産を譲渡した場合において譲渡損失が発生したときは、一定の要件の下で、当該譲渡資産に係る住宅ローン残高から譲渡価額を控除した額（住宅ローン残高－譲渡価額）を限度として、その年の他の所得との損益通算及び翌年以後3年以内の各年分の総所得金額等からの繰越控除が認められる。</li> <li>・ 特例措置の内容 本特例措置の適用期限（平成21年12月31日）の3年間延長</li> </ul>	
<span style="border: 1px solid black;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black;">           地方税法第32条第2項、同法第313条第2項、租税特別措置法第41条の5の2            地方税法附則第4条の2、同法施行令附則第4条の2、同法施行規則附則第2条の2         </span>	
要望理由	<p>長期間資産デフレが継続したことにより、特に地価高騰期に住宅を取得した者においては、住宅を譲渡してもその住宅ローンの返済が困難な場合がある。</p> <p>このような世帯に対して、ライフステージ等に応じた賃貸住宅等への住替えを支援し、住替えの起点を作っていくためには、買換えを要件としない本特例を存続させることが必要である。</p>	
減収見込額	（初年度） ー （564）	（平年度） ー （417） （単位：百万円）
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul>
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>本件と同様の要望（連動）</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul>
過去の要望経緯	平成16年度 創設 平成19年度 延長	
本要望に対応する縮減案	ー	